

令和6（2024）年12月から

掛金相当額を規約に定め、加入者情報の月次登録が必要となります

令和6（2024）年12月から、確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金（以下「DB等」という。）に加入している方の企業型DC・iDeCoの拠出限度額の算定に当たり、DB等の掛金相当額（仮想掛金額）（法令上の名称は他制度掛金相当額）を反映することとなりました。

$$\begin{aligned} \text{企業型DCの拠出限度額} &= 5.5 \text{万円} - \text{DB等の掛金相当額} \\ \text{iDeCoの拠出限度額（上限2.0万円）} \\ &= 5.5 \text{万円} - \text{DCの事業主掛金額} - \text{DB等の掛金相当額} \end{aligned}$$

DBを実施する事業主・基金及び厚生年金基金の皆様におかれては、DB等の掛金相当額の算定と規約への記載、加入者情報の月次登録、従業員の皆様への周知等が必要となります。

1. DB等の掛金相当額の算定と規約への記載

令和6（2024）年11月1日までに、受託機関と連携してDB等の掛金相当額を算定し、他の掛金額（標準掛金、特別掛金など）と同様に規約に記載する必要があります。

※ 詳細については、受託機関とご相談いただきますようお願いいたします。

DB等の掛金相当額とは

企業型DC・iDeCoの拠出限度額の算定に当たってDB等がどの程度を占めるのかを評価するものであって、DB等の給付に対して事業主が拠出したとみなされるものとして算定します。

具体的には、**DB等の標準掛金と同様の手法により、財政方式ごとの算定式に基づき、毎月定額の掛金相当額として算定します。**給付区分ごとに算定するほか、適正な年金数理に基づいて計算するため、簡易な基準に基づくDBを除き、年金数理人の確認が必要です。

- ※ 掛金相当額は、**標準掛金額を加入者数で除して概算額が確認できます。**令和6（2024）年12月以後を基準日とする財政再計算までは、直近の財政計算時点の数値で算出した概算額を規約に設定可能です。
- ※ 複数の事業所が集まって運営されるDB等であっても、掛金相当額は給付区分ごとに同じ額となります。
- ※ 掛金相当額は、財政再計算の度に算定します。なお、掛金相当額には、厚生年金基金の代行部分を含みません。標準掛金のうち加入者の負担分は、厚生年金基金では含みますが、DBでは含みません。

規約への記載

DB等の掛金相当額は、令和6（2024）年12月からDCの拠出限度額の算定に反映されることから、令和6（2024）年11月1日までにDB等の規約に記載してください。

規約の変更は、円滑な施行の観点から、可能な限り下記の区分に応じて手続きを進めていただきますようお願いいたします。

- ① 令和6（2024）年11月1日までに規約変更が予定されているDB等
規約変更に合わせてDB等の掛金相当額を記載
- ② ①以外のDB等
受託機関とご相談いただき、DB等の掛金相当額が算定されたときに記載

2. 加入者情報の企業年金プラットフォームへの月次登録

令和6(2024)年12月から、iDeCoの拠出限度額の管理のため、毎月、全てのDB等の加入者に関する情報を企業年金連合会が整備する企業年金プラットフォーム(PF)に登録する必要があります。これによって、iDeCoに関してこれまで事業主が行う必要のあった、従業員の企業年金の加入状況に関する事業主証明書の発行と年1回の確認を廃止します。

※ 適切な登録がされない場合は、従業員の皆様がiDeCo掛金を拠出できなくなる場合がありますのでご注意ください。なお、企業型DCを実施する事業主は、企業型RKへDB等の掛金相当額を通知する必要もあります。

企業年金プラットフォームへの登録方法

PFへのデータ登録は、毎月末日におけるDB等の加入者に関する情報を翌月末までに行う必要があります(初回は、令和6(2024)年11月末日の情報を12月末日までに登録)。登録作業は、法令に基づき、**受託機関から**行っていただくこととなります(※)。

受託機関による登録が円滑に実施されるよう、毎月の加入者に係る変更情報の連携に関して、関係先との間で提出期限の見直しの要否等のご確認をお願いいたします。

※ DB等の加入者の記録管理に関する業務を委託していない場合は、**DBの代表事業主・基金、厚生年金基金から**データ登録を行っていただくこととなります。

登録するデータの整備

PFにおける情報連携は加入者の『基礎年金番号・生年月日・性別』を使用しますので、各実施事業所の事業主と連携し、これらの情報の適正な管理を改めてお願いいたします。

3. 従業員の皆様への周知等

従業員の皆様のiDeCoへの加入やiDeCo掛金額の検討のため、**企業型DC加入者のiDeCo加入の要件が緩和される令和4(2022)年10月までに、各実施事業所の事業主を通じて**従業員の皆様へのDB等の掛金相当額等の周知をお願いいたします。

周知をお願いしたい事項

<全ての従業員に対して>

DB等の掛金相当額又はその概算額

※ 複数のDB等(私立学校教職員共済制度を含む)に加入の場合、各々の掛金相当額の合算が必要です。

<掛金相当額が高いDB等(※)に加入する従業員に対して>

令和4(2022)年10月にiDeCoへ加入可能となる場合でも、令和6(2024)年12月以降にiDeCoの掛金の上限が小さくなる又は掛金を拠出できなくなる場合があること

※ 企業型DCとDB等を併用している場合は**月2.75万円**を超えるDB等、DB等のみ実施の場合は**月4.3万円**を超えるDB等において、加入者のiDeCo掛金額に影響が生じることがあります。

iDeCoに拠出できなくなる従業員への対応

掛金相当額が高いDBの加入者でiDeCo掛金が拠出できなくなる場合、企業型DCを実施していない場合であっても、**DB規約に受換の定めがあればiDeCo資産をDBへ移換**することができますので、積極的なご検討をお願いいたします。